

# 令和5年度 さいたま市立大宮西小学校いじめ防止基本方針

## I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識の下、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校をつくるため、いじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立大宮西小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

さいたま市立大宮西小学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、6月のいじめ防止月間での取組や子ども会議を受けた代表委員会での取組、さらには、毎月行われる生徒指導部会での取組に対する話し合いを主軸として、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

## II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という意識をもち、いじめを見逃さない雰囲気づくりに努める。
- 2 学校の教職員によるいじめの発見もしくは相談を受けた場合、速やかに情報を報告・共有し、学校の組織的な対応につなげる。
- 3 いじめの早期発見に向けて、該当児童の安全を確保するとともに関係機関と連携する。
- 4 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 5 いじめの加害児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 6 いじめの早期発見・早期対応を行う。
- 7 児童と児童、児童と教職員の間、共感的な人間関係を築く。
- 8 学校の教育活動全体を通して、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。
- 9 いじめの問題について、保護者・関係機関と協力して事後指導にあたる。

## III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネ

ットを通じて行われるものを含む。) であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを組織的に、適正に判断する。

「いじめ」は、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。「いじめ」が「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

- ・いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が、少なくとも3か月止んでいる状態が続いていること。

- ・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめの認知に関しては、積極的に認知し、基本的には被害児童及びその保護者から「いじめ」の訴えがあった場合は「認知」とする。また、その訴えがなかった場合についても状況を詳しく確認し、組織的に判断する。

## IV 組織

### 1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

（1）目的 大宮西小学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため

（2）構成員 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、いじめ対策委員長、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、PTA会長、主任児童委員、民生委員、関係中学校校長等

※必要に応じて、上記構成員以外の関係者を招集できる。（各学年生徒指導担当、学年主任、養護教諭、人権教育主任、道徳教育主任、さわやか相談員、研修主任、学校地域連携コーディネーター、自治会長、警察関係者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）

### （3）開催

ア 定例会（前期・後期1回開催）

イ 校内委員会（月1回の生徒指導部会、学期に1回の生徒指導委員会と兼ねて開催）

ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

### （4）内容

ア 学校基本方針に基づく取組の実施及びその進捗状況の確認、定期的検証

イ 教職員の共通理解と意識啓発

ウ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約

オ いじめやいじめが疑われる行為の集約

カ 発見されたいじめ事案への対応

キ 構成員の決定

## ク 重大事態への対応

いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって、中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

### 【未然防止】

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

### 【早期発見・事案対処】

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。(SOSアンケートの活用、いじめ対応チェックシートの活用)
- ・いじめの早期発見・早期対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録・共有を行う。(校長・教頭・生徒指導主任・いじめ対策委員長)
- ・いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。)があった時には、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に行う。

### 【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。(PDCAサイクルの実行を含む。)

## 2 子どもいじめ対策委員会

- (1) 目的 いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校をつくらうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員 代表委員
- (3) 開催 定例会(代表委員会と兼ねて開催)
- (4) 内容
  - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
  - イ 話し合いの結果を学校に提言する。
  - ウ 提言した取組を推進する。
  - エ いじめの未然防止に向けた児童主体的な取り組みを推進するため、代表委員や各委員会の委員長などが集まる話し合いを開催する。

## V いじめの未然防止

### 1 「学校いじめ防止プログラム」の推進

#### ① 道徳教育の充実

##### (1) 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」態度を育むために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教員を中心に全教師の協力体制を整える。
- 道徳の内容項目と関連付けて重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

##### (2) 道徳の時間を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「2 主として人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

#### ② 「いじめ撲滅強化月間」(6月)の取組を通して

- 実施要項に基づき、本校及び本校児童の実態に応じて、以下の全ての内容に取り組む。
  - ・児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
  - ・児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
  - ・校長による講話(朝会)もしくは担当による講話(朝会)
  - ・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた担任等による指導
  - ・学校便りや学校Webページによる家庭や地域への広報活動

#### ③ 「人間関係プログラム」を通して

##### (1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- ・「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解決しよう」のロールプレイを繰り返し行い、人と関わる際に必要となる力に気付き、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。

##### (2) 直接体験の場や機会を通して

- ・教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で児童が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

##### (3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- ・「人間関係プログラム」に係る調査の結果により、各学級担任を中心に児童一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気や学級づくりに生かし、いじめのない集団づくりに努める。

#### ④ 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 全学年の児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキルや、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場面が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。(2学期までに実施予定)

#### ⑤ メディアリテラシー教育を通して

「スマホ・インターネット安全教室」の実施

- 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくスマートフォンや通信機能付きゲーム機、

インターネットを使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。本校では6年生を対象に行う。(他の学年で行うことも可とする。)

○情報教育部から、年間指導計画が出されている。そこから、情報と関連する教材の学習では、情報モラルに関する内容を授業に組み込み、情報モラルに関する意識の向上を図る。

#### ⑥あいさつ運動・廊下歩行キャンペーンを通して

○あいさつ運動を行い、あいさつの大切さや、よりあいさつをしようとする意識を育てる。

○代表委員会が中心となって行う廊下歩行キャンペーンを通して、正しい廊下の歩き方を身につけ、安全に歩行しようとする意識を育てる。

#### ⑦心を潤す4つの言葉推進週間を通して

○児童が積極的に気持ちのよいあいさつや返事、心をこめた素直な言葉を学校・地域で交わすことができるようにするため、全校児童を対象とし、11月下旬に行う。

#### ⑧小中連携で行われる計画委員会の「子ども会議」を通して

○児童が、自ら学校の実態や問題を考え、いじめの起こらない雰囲気づくりを進めるための方策を考え、実行していくために、大宮西中学校生徒会との「子ども会議」を行う。子ども会議で考えた方策については、計画委員会でさらに練り、全校への取組へと広げていく。

## 2 保護者との連携を通して

- (1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- (3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

## VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

### 1 日頃の児童の観察

○早期発見のポイント

- ・児童の些細な変化に気づくこと
- ・気づいた情報を共有すること
- ・情報に基づき、速やかに対応すること

- (1) 健康観察 一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底
- (2) 授業中 姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノートの落書き、隣と机が離れている
- (3) 休み時間 独りぼっち、「遊び」「ふざけ」と称してからかいの様子が見られる
- (4) 給食 班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる
- (5) 課外活動 ウェストブラス・チャレンジスクールなどを無断で休む、ペアにならない、雑用をやらされている
- (6) 登下校 独りぼっち、荷物を持たせられる

### 2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施 4月・9月・1月（年3回以上） ※必要に応じてさらに実施
- (2) アンケート結果 学年・学校全体で共有する

- (3) アンケート結果の活用 アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。  
面談した児童について、学年・学校全体で情報共有する。その際、市教委から配布されている、面談記録シートに「いつ」、「誰が」、「どこで」、「どのくらいの時間」、「どのような内容（児童の様子も含む）」を記録し、保存する。

### 3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 「SOS」アンケートを毎月（3年生以上は4月、9月、1月を除く）実施し、結果の該当者には面談を行って、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。  
(2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」及び「いじめ対応チェックシート」に基づき対応する。

### 4 教育相談日の実施

- (1) 原則第2水曜日、教育相談日を設定する。  
(2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。  
①教育相談室の充実  
②教育相談主任との連携

### 5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施 11月（年1回）  
(2) アンケート結果の活用 結果をもとに「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

### 6 地域からの情報収集

○民生委員、主任児童委員、防犯ボランティア、学校運営協議会委員 など

## Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。その際、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、手引きに基づいた組織的な対応につなげるようにする。

○校長・教頭は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。

構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。

○担任は、事実の確認のため、情報収集を行う。

いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。

○学年主任は、担当する学年の児童の情報収集を行う。

- 担当する学年の情報共有を行う。  
校長・教頭に報告する。
- いじめ対策委員長は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。
  - 生徒指導主任は、児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。  
校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
  - 教育相談主任は、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。  
(特別支援教育コーディネーター)
  - 養護教諭は、児童の心身の様子を把握し、教職員と連携して支援を行う。
  - さわやか相談員は、児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
  - スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童へのカウンセリングを行う。
  - スクールソーシャルワーカーは 情報の提供及び専門的な立場から、児童生徒の環境に働きかけるプロセスにおける連携、仲介、調整等を行う。
  - 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
  - 地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

## Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

○生命・心身に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処を確実に行う。

○重大事態について

ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合            等

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・年間30日を目安とする。
- ・一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

○児童又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対処を行う。

ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

- イ) 校長・教頭は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。
- ウ) 学校は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。

※教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 校長・教頭は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、いじめ対策委員会を母体とした、重大事態の調査組織を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 校長・教頭は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた、必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

## Ⅸ 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応など、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

### 1 職員会議

- (1) 大宮西小学校いじめ防止基本方針の周知徹底と、「学校いじめ防止基本方針」の確認  
(5月 職員会議)
- (2) 取組評価アンケートの実施、結果の検証と、「学校いじめ防止基本方針」の修正  
(2月 職員会議)

### 2 校内研修

- (1) 「分かる授業を進めること」
  - 分かる授業づくり 全ての児童が授業に参加できる、全ての児童が授業場面で活躍できる授業改善を行い、いじめを始めとした生徒指導上の諸問題の未然防止に努める。
  - 学習規律 定刻になったら着席するという習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導
- (2) 生徒指導・教育相談に係る研修
  - 児童理解研修 6月・2月（年2回）
  - 「生徒指導・教育相談に係る研修」生徒指導研究協議会報告（夏休み中）
- (3) 情報モラル研修 年1回



(4) 「ネットいじめ」に係る研修の実施

- ア. ねらい 「ネットいじめ」等に、迅速かつ適切に対応するため。
- イ. 回数 年1回（夏季の生徒指導研修を含む。）
- ウ. 情報教育部と連携して、児童の実態や発達段階に応じて、内容を検討する。

(5) 英語教育研修 年1回

(6) 人権教育研修 年1回

## X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、大宮西小学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

### 1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）

- (1) 検証を行う期間 年2回とする。
- 1回目：7月中旬 2回目：2月中旬

### 2 取組評価アンケート、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期

- ・ 6月中：教育相談に係る研修 → 児童理解研修
- ・ 7月中：いじめ対策委員会
- ・ 7月中：取組評価アンケートの実施
- ・ 8月夏季休業中：人権教育に係る研修 → 人権教育研修
- 教育相談に係る研修 → 教育相談研修
- 生徒指導に係る研修 → 生徒指導研修（ネットいじめに係る内容を含む）
- 国際教育に係る研修 → 英語教育研修
- 情報モラル研修
- ・ 12月中：取組評価アンケートの実施
- ・ 2月7日（水）：教育相談に係る研修 → 児童理解研修
- ・ 2月中旬：いじめ対策委員会